国立大学法人佐賀大学次世代育成支援行動計画

本学は、平成24年度から佐賀大学男女共同参画推進委員会の下に男女共同参 画推進室を設置し、専任の教員と事務職員を配置し男女共同参画の推進体制を 整備している。

平成29年度以降,男女共同参画推進体制を発展させ,ダイバーシティ推進体制を構築し,男女共同参画推進室に替わるダイバーシティ推進室と各部局が連携しながらワークライフバランスを推進する事業を実施し,現在よりもさらに職員全体が働きやすい環境を作ることによって,職員がその能力を十分発揮できるよう次のとおり行動計画を策定する。

なお,計画期間内においても,随時職員に対しアンケート調査等を行い,行動計画の見直しを図ることとする。

- 1. 計画期間 2019年4月1日から2022年3月31日までの3年間
- 2. 内 容
 - (1)妊娠中の労働者及び子育てを行う職員等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備
 - 目標1 計画期間内における育児休業の取得状況を次の水準以上にする。 男性職員・・・計画期間内において2人以上取得すること。
 - 女性職員・・・計画期間内の育児休業の取得率を90%以上とし、満一歳以上の子を養育するための育児休業取得率を50%以上にすること。

〈前計画期間の実績〉

育児介護に関わる就業規則の概要について記載した「佐賀大学育児 介護支援ガイド」について、新規採用者に配付するとともに、勤務時間 管理担当者に毎年度配付し制度の周知を図った。

また,ダイバーシティ推進に関するセミナーの開催や職員研修の際に ダイバーシティ推進の講義を行うなど職員の意識啓発に努めた。

これにより、男性職員の育児休業取得者が2名、女性職員の育児休業取得率は99%となり、満一歳以上の子を養育するための育児休業取得率については63%であった。

〈今後の対策〉

今後もこの育児休業取得状況を維持・向上させるために育児休業制度について、その概要等をパンフレットやホームページ掲載により、職員に周知する。

また, 育児休業代替者に係る経費の措置など育児休業を取得しやすい 環境を整備する。

目標2 男性職員の育児参加を促進させる。

〈前計画期間の実績〉

部局等の勤務時間管理員に対して、就業規則等の理解を深めさせ、所属職員へ育児に関する休暇の取得の奨励を継続的に行ったところ、平成22年において26名であった男性の子の看護休暇取得者が平成29年には157名、平成30年には164名となった。

〈今後の対策〉

引き続き、子どもの出産時における父親の休暇や小学校就学前の子を養育するための休暇について、平成29年度に改訂した「佐賀大学育児・介護支援ガイド」を活用して職員への周知と男性の育児参加について理解を深め、育児参加に係る休暇の取得率を高める。

また,ワークライフバランスに係る講演等を開催し男性の意識啓発 に努める。

目標3 出産及び育児の環境を整備する。

〈前計画期間の実績〉

- ① 「佐賀大学の育児・介護支援ガイド」の新規採用者へ配付や部局等の勤務時間管理員との就業規則の勉強会を行うなど育児に関する休暇等の制度の周知とともに、ゴールデンウィーク期間における年次有給休暇取得促進のメールを送信するなど休暇が取得しやすい環境整備を行った。
- ② 入試による休日出勤に対応するため、一時託児を実施した。
- ③ 研究補助員を配置することにより育児中の女性研究者を支援した。

〈今後の対策〉

① 引き続き「佐賀大学の育児・介護支援ガイド」を活用し職員へ育 児に関する制度を周知し、また、管理職員の意識啓発を進め休暇 の取得しやすい環境整備を行う。

- ② 子供の夏休みや入試による休日出勤に対応するため、一時託児などを実施し、就業しやすい環境をつくる。
- ③ 研究補助員の配置などにより育児中の女性研究者を支援する。
- ④ 育児中の職員が育児の相談をできるような情報交換の場を設ける。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標 1 時間外労働を短縮するための措置を実施する。

〈前計画期間の実績〉

毎週ノー残業デーを実行させるため、ノー残業デー当日には、その都 度、メールを送信し職員へ意識させた。

比較的業務が閑散となる8月を「定時退庁強化月間」と位置付け、当該期間の時間外労働を大幅に削減した。

〈今後の対策〉

- ① 業務の簡素・効率化の推進及び業務処理方法の見直しを進める。
- ② 職員の意識改革の研修等を開催し、時間外労働の短縮を図るよう周知・徹底する。
- ③ 職員の能率発揮、仕事と生活の調和のためにノー残業デーの実施を継続する。